

ものを含めた市長、度という名称をつけておるところとか、総務に所属
しているところ、武蔵村山市のように課長というものを設けて、参事
というものを設けているところもございます。企画関係の二市、市の連絡
協議会がもたれておりますので、そういうところで定期的に公令が示され
ているので、今後定められた総務が尻尾に遂行できますようにやって
いきたいと思っております。

○建設課長（吉谷徳男君） 自席から石川議員さんの中員四メートル以下
の整備計画について市長の答弁の補足させていたでございます。

質問の箇所は南口市道四号線の件だと思いますが、このうち、
戸街道に出口の^{四号線}の舗装部分の見通しはどうかとい
うことでありますが、市長からお答えしたとおり、角の平井さんの所が内
題になっておるわけでございますが、いろいろ感づいた問題ということも
あるようでございますが、この道路につきましては昭和四三年に
従来の三メートルの中員の道路を五メートルに改修いたしましたので、
舗装をするということで整備が始まったわけでございますが、いろいろ
線のご協力を得まして平井さんの所まで順調に五メートルで買収

も終り、計画が進んできたわけでございますが、たまたまそこにかかり
ましてどうしても両サイドの買収が不可能であるということでも一時買
収が中断しまして現状のままになっておるわけでございます。

この見通しということでございますが、その後私も数回平井さんにも
是非協力してくれないうことをお願いしたわけでございますが、依然
として当時の態度が変わらない状態の中で非常に条路等が示さ
れておるわけでございまして、なかなか拡中ということが必ずかしい段階
でございます。

当時拡中についての問題で建設委員会等に取りあげられま
るや、計画とおり五メートルでやるべきだということから現在まで、
なっているわけでございますので、今後この問題につきましても、
人にもお願いいたしまして是非五メートルでやりたいと思っておりますが、
現在の段階ではもう見通しの点につきましても、
従来の考え方でいきたいということでおるわけでございます。で、
その後の舗装につきましても建設委員会にばかりして、
事情等お話しした上でやるかやらないか決めたと思っております。

。二、四番（石川隆義君） 募集した地域の消防自動車も入らないよ
うな公道に對してはどうように考えているのか。

。建設課長（吉谷徳男君）（続） 募集して自働車も入らないとい
う道路も相当あるわけですが、そういう道路につきましてもやはり
用地買収が先決でございます。その算にも買収費が相当かか
るわけでございますので、その算化できるものは極力算化してやつて
おりますが、地元の方の協力の限度によりまして、算が組めない場合は
南苑基金を利用いたしまして、せうかご協力していただくという場合に
やはり買収を進めなければならぬということでございますので、今後
そういうやり方でござるだけ最低のレベルは確保したいと思っております。

。都市計画課長（浅見裕康君） 都市計画関係についてご答弁申しあげ
ます。

まず流域下水道と公共下水道の関係でございますが、多少内容
が間違っております。たゞさらには指摘をいただきましたと思ひますが、
まず負担金の関係でございますが、現在私どもは概算で算定して

おります。もうは全体的計画されております事業費が二百十六億五千万と
いうことで、多摩川の流域幹線と羽村幹線、残堀り系統と終
末処理場を含めた計画事業費が二百十六億五千万となっております。
現在のところ市が考えております事業費というのは、実質的には東
京都と関係する市町村と協議して決つてくるわけでございますが、
現在のところ平均で二・三％ぐらいであらうという考えをもっております。
そうなりますと実質的に大抵二億五千万円から三億円ぐら
いが福生市で負担する金額じやないかと考えております。それ
うち今までの国は、市の説明によりまして自己財産として六〇％
ぐらいが起債であり、地が補助金や一般財源で補てんするよう
にならなければならないかと、いうことで、実質的に何年間で負担するか
あるいは絶対額的なものはいつの時点ではっきりするかという点につき
ましては東京都で流域下水道の事業決定をする前の段階
で協議が重なりぬまうしてから実質的な金額の決定になつてくる
と思ひます。

次に公共下水道の関係について申しあげたいと思ひます。

設計を四十七年度ということをして市長も申しあげておりますが、
その期間はいくらいうかということですが、今のところ事業認可に
もっていくまでの期間として大体八月から必要だと思います。
そのうち基本設計といたしまして市の全通で約八百四十ヘクタール
くらいになると思います。その基本設計をいたしますための基本
調査を行ない、さらに認可のためのいわゆる市における第一次計画
といたしまして事業認可をいたさうという現在の予定は、大塚
本町の七、八町内の一部、原谷戸、長沢、永田、志茂、
加美の一部という所を第一区域と想定しております。それから水から手を
つけたいと考えております。この計画といたしますと約百七十ヘクタール
くらいになると思います。そういうものを測量し、法的な計画決定
するにめの手続き等を含めまして大体八月からいなければならぬの
ではなからうかと考えております。

それから下水道の四十八年度のいわゆる公共施設整備計画にク
ております。四十八年度計画として所はどうかという点指通ですが、
中心五ヘクタールくらいが範囲で福生駅周辺を第一回として着手と

いきなりと考えております。

これらにつきましてもさらに具体的な計画案等がございまして都
市計画審議会にばかりまして、さらに市議会の全員協議におかれ
いたしましていろいろ指通いたさしまして最終決定をしていきたいと思います
えております。

次に流域下水道に関連いたしまして昭島から熊川に向う管が
布設されてくるわけでございますが、それと関連いたしまして同時
施行の方法を取らうというのではなからうかという点指通ございま
す。これらにつきましても当然市の計画をもっており、特に市の公
共下水道の幹線とどの地点で流域下水道に接続するかということ
も検討されてくると思います。これらにつきましても都の流域下
水道の実施計画等がさらに詳細に工程等が示された時点におい
て、これに接続するためのマンホール等の設置については同時施行と
いうことで強力経費の節減を考えていきたいと思っております。

加美平の截利の関係でございますが、市長の答弁の補足をい
たします。この後の截利の経過等はどうかという点指

猶びございますが、ご案内のように昭和四十二年以降の長きにわたる裁判が継ぎつらぬ結果にいたっているという実情でございますが、何ぶんにもこの事件は民事事件でございます。原告の教も非常に多いということ、かつ個人的な主張というものを裁判の結審の主張としたしまして裏づりがどうしてもぼしいと、それらについては現在訴訟を起している返答も猶び猶びの無効確認という表題で現在の裁判が提起されてきているわけですが、今後の問題として裁判官が現在原告の出す資料によりますと非常に薄弱だと、もつと具体的事項として示さないと原告には有利に展開しないだろうということを念めまして弁護士に伺うところには具体的証拠書類を提出するようになっていること、これは九月の裁判のときのことと心えますが、その前にはそういう結果にはなるだろうという見通しをもつておりました。九月の時点で裁判官から原告側に伺うて猶び猶びの発言がなされ私も驚いたわけですが、それにもとずきましてさらにそういう物的証拠を収集していると、それがまだあまり数が多いのでいろいろおろす裁判のために餘りにはいろいろの問題が提出

されておりますが、後心にふれるような物的証拠、行政処分の法令と、その違法とするだけの証拠がたぬというものは原告側でございます。一般の刑事裁判と比較いたしますと、その辺の取り扱ひとして私も不可解でございますが、裁判といたしましては民事でございますが、いろいろな角度でそういう書類等を提出させる手段として原告側に指示しているということ、現在のところいろいろおられないということ、昨年の春以来裁判の経過からいたしますと進捗をみていっているという実情でございます。そういう関係でございますので原告側からそういう証拠書類を提出して、それによって裁判官が結審するということでございますが、いろいろいふということ、確定した見通しは現在のところありません。

議長 以上市長の答弁に対する補足説明といたします。
(末次慎男君) これより午後一時五分まで休憩いたします。

午前十一時五分 閉議

て一銭もばい中で調査設計をすることはできませんし、課長の説明で
すと約八か月ぐらゐり期間ということでありまして、都の関係市町村に
おいてはおそろく設計がこのような状態にあるのは福永市だけではない
かと思ひますが、そういう点につきまして関連いたしましたお答を願
ひたいと思ひます。

中六の公務出張でございますが、どうも市長のご回答では要領を得
ません、常識的に考えまして選挙ということになりますと、相手候補
があるわけでございます、どちらが当選するかわかりないという時点で、
何人より候補したかわかりませんが、一応応援にいったと、又新市の役員
がそういうときではないとばかり集めて協議ができればいいことですが、
選挙中にどのような協議ができるか、その点もう一度お伺ひいたしま
す。又協議した内容がどうなるのかえなければお伺ひしていただきたいと
思ひます。

七番目、加美平地区の区画整理事業でございますが、市長も何
かとお忙しかつと思ひますが、裁判にわたつてからまる四年経過している内
題に対して相当やり取り出し金も、四年間で解決しておれば

予定の工事年度でございますが、おそろく三の年より予算外の義務負
担を認められて、市長の考え方だと四十八年十一月頃完成する予定
ということですが、このような問題に対して八巻さんという方がどうい
う契約なものをもつておるか、市長との関係はどうなっておるかとい
うことはわかりませんが、この八巻さんとおいて誠心誠意努力を傾注
していただくことですが、私は理解に苦しまつていますが、その点もう一
度市長にお伺ひたいと思ひます。

次に中八番目の問題ですが、これは排水が取水なければならぬような
工事が必要ないということですが、それでは排水が取水する時期はいつ頃
なるのか、又排水が取水なければこの地区に対する計画を立てないとか工
事をしないということですが、

いずれにいたしましても排水が取水する時期等について市長の見込み
がどうなつてから教えていただきたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 自席からお断りを願ひます。

最初にお答を申しあげまして足りないとこれは担当課長からお答を
申しあげます。

まず整備計画の件でございますが、現在のものは青原真納な
ものでございまして、本予算にご諮議をいたさんべく基本構想の調査
費を二百万円を計上しております。ご諮議をいたさんべくご可決
をいただきます。たばら基本構想を作るべく作業をはじめめるわけで
ございますが、基本構想を作り出すには相当時間がかかるわけでござ
います。おろく四十八年頃に審議会等々を設けましてついで
検討をいたさんようになるとお思います。その中に議会の意向も十分反
映できるようにするわけでございます。たばらのところまことに暫定的な
青原真納なものでございまして大変恐縮に存じております。

議員さん方のご意見を八れるということから私も大変ありがたいこ
とでございます。ひとつの牙入を予定いたしました。義務を差引きました
残りも事業に充てていくということでございます。ご意見が非常に
多い場合にはなかなかあすかーいではなかなかということでございます。
そこでしばらく時間を所貸しいただきたいと申しあげたわけでござい
ますが、この点につきましても日当中におきまして議員さん方のご意見を十分賜
りましてなるべくその趣意をいかすようにしていきたいと思っております。でござ
います。全体の会議に参ります。ついでご意見をいたさんことはあすかし
い問題ではないかと思っております。いままう考えさせていただ
きたいと思っております。

四メートル以下の道路につきましては課長からご答弁を申しあげます。
公共下水道につきましてもたしかに指摘の通りなんですけれども、
又昭島市に処理場がございます。これも大体決定的な思いでござい
ますが、やはり事業決定がなさんうちに当市にいたしましてあまり
早く認めるということは、どうも昭島市に對しまして道義的にい
がましいような気がするわけでございまして、又計画決定が大体四月頃
は大体計画決定がなされるだろうという都の意向もございまして、
事業決定が終りましてたばらに準備いたしまして、又補正予
算等をお願いたしまして発注いたします。おぼろしくか、年度内には終
りのではなかつたかという見通しをもつておるわけでございます。昭島市
に對する道義的な問題ということで是非ご理解いただきたいと思います。
おたばらでございます。

公費出張につきましてもどうも内容かということでございますが、これは

その後の新市の発展がめいめいかつた見聞を感ずるということでございます。次はごとき会議を開くかということを決めるわけでございまして、あるは親善カンリーということになるかも知れませんが、やはり市のおつき合ひでございますのでまいったようなわけでございます。又上級官庁に対する接洽のしかたとかつたう相談をいたしますりて体験等を語りますのでその内容をいつち書きとめるとのことばでございます。

加美平につきましても八巻さんとの相談ということでございますが、加美平は前から八巻さんが代表者という関係になつておりますので、代表者同士で話し合つてするのが一番よろしいと考えております。ほかの方と合ひましてもなかなか具体的なところまでまいりません。抽象論ばかりでございます。個々には担当課長が話し合つております。私は八巻さんと話し合つてまいつたわけでございます。ようよう八巻さんは引退なされたわけでございします。

熊川武蔵野につきましても排水ができれば、その可能な場合でもけっこうやらないということではございします。やりたいと思ひます。これらについても担当課長からご答弁を申しあげます。

建設課長(吉谷徳男君) 質問の(一)と三につきましても答弁を申しあげます。

まず四メートル以下の道路の整備拡充の中で公道私道を問わず四メートル以下で密集地帯で消防車も入れないような所は何んか所あるか。それに対する整備の考え方はどうかということだと思いますが、私道につきましては現在は現在の私道整備の舗装規則がございしますので、規則に該当する場合には補助の制度がありますのでそういう面の活用によりまして補助がなされるわけでございますが、公道の四メートル以下でそういう場所につきましては調査をしてございせんがこの席で何んか所ということはお聞きはわかりませんが、比較的予想される地域といたしましては巨田整理地区を除きますと昔からの加美、永田、長沢、中福美、熊川という所が比較的多いと思ひますが、松や等につきましてもいろいろ町の道路整備の計画の中で、都市計画街路というものの兼ね合いもありまして、その他幹線にもはいりまして取り分け道路ということも考えているわけでございます。いずれにいたしましてもまだまだ狭い道路があるということは事実でございます。

つらうという点につきましては請願等が出まゝに整備しつゝあります。逐次やはり四メートルという線で行きたいと思つておりますが、これにつきまゝでも地主さんの協力というものが必用でございますので、そういう協力が得られる場所につきまゝは私の方としても積極的に関収に取りかかりたいと考えております。それから市道四号線の東舗装の四メートル分の拡中ができれば簡易舗装はできるかという事でございますが、先ほども申しあげましたように、たしかに四年を経過してありまして非常に一部砂利道であるという事は、私も早く舗装をしたいという考え方は石川議員さんと同じですが、いずれにいたしましても当時協力された方の関係、バランス関係もあり、さらに建設委員会等もそういうことではおつておりますので、そういう点につきまゝでも協力舗装ができるべく努力をしていきたいと思つております。

八番目の其他交付金関係の武蔵野地区の関係で市長から排水が取水くてもできるだけ整備をしていきたいということでございますが、やはり排水につきまゝではお承知のように全体的に改修するということは

非常にむずかしい問題で、公天下水道が整備されない限り無理だと思ひます。あの地区についてはまだ計画の段階でございますが、一部は残りの方にもつていく地域になるのではないかと思つております。又最近の整備状況でございますが、先ほど市長から申しあげましたけれども、日光橋のたもとから浄水に引いてある五メートルの延長ももうして昭島境まで、現在二メートル、七尺道路を四メートルに広げるようにすでに買収がほとんど終りまして、四七年度で完成したし、こればすでに買収がほとんど終つております。今回請願も出されておるようでございますが、道路の新設さらにまた道路の必要は外分にあるわけですが、最近四メートルぐらひは何本か造らなければならぬと思つております。

そういうやうな逐次ある地区における道路の整備もやつていきたいと思つておりますが、やはり問題は排水でございます。しかし排水の完備を待つておつたのでは道路に対する住民の要求に遅れますので、どうしても道路は先行せざるを得ないということであると思ひま

すべ、そういう観点におきましてもあの地区におきましてもできるだけ
地主さんの協力を得まして道路を整備していきたいと思っております。

以上簡単でございますが、答へさせていただきます。

○二つ目番（石川信義君）　　これも私の質問の公共施設整備計画の件でござい
たりきはいんですが、私の今回の質問の面々点といたしましてお伺いした
いは公約についてであつたのですが、たまたま昨日田村市郡議員が長
時間通して質問され、田村議員が「元々予算審議」ということで解
解されておりますので再質問することはどうかと思ひまして遠慮した
けでございますが、特にこの中で当然当初予算に計上しなければなら
ない市長の公約の責任においては、これがほとんど四十七年度の方針を以て
全部四十七年度からですが、この公約に際しまして四十七年中と書い
てあります点から考え、もちろん本年度新しく事業として出資する
わけ、これは議会といたしましても審議をしておられないわけござい
ます。市長は審議するとおっしゃるが、さうな考え方をしておられますが、
全然審議をしなくても当初予算には一銭も組んでおりません。

この点非常に私は納得がいかないんですが、やはり住民が在の行政
は絶対に許されるものではないはずであります。したがってこれは
れ議会といたしましても市長の考え方には従来からできるだけの協
はおしませうとしておりますし、議会にかつたかといふ決してあ
かしくなる問題ではなかつたかと思ひます。本年一月に公約をい
て新しく出資する新事業に議会の議決を要するとかどうとかい
ても、全然予算に計上されておられないという点については、再三の
内でもことに懸念をございしますが、もう少しわかりやすく説明願
いと申します。

又公務出張の問題ですが、いさくも当然はじまつて以来の市議
選という時点で、こういう協議事項、又今後の陳情等の問題があ
つたとしても、住民がその選挙を展開しているときに出張してしまうとい
ことはどうしても常識的に判断がつかないわけですが、よほどこれは
市のせられたい重要な案件があつたとしても私は市長に全然関係な
い選挙費ではないと思ひますが、この点もう一度お聞かせ願ひたいと思ひま
す。